

令和 5 年 5 月 23 日

関係大学 博物館実習担当者 様

広島県立美術館 長
(〒730-0014 広島市中区上幟町2-22)

令和 5 年度博物館実習の実施について（通知）

このことについて、別紙「広島県立美術館『博物館実習』実施要綱」及び「令和 5 年度 博物館実習実施計画書」に基づき実施します。

については、当実習への申込み・書類提出に当たっては、次の点に注意してください。

1 本年度は、別紙「広島県立美術館『博物館実習』実施要綱」及び「令和 5 年度 博物館実習実施計画書」に基づき実施しますが、次のことについて引き続き御協力ください。

（１）学内に附属の美術館・博物館等の実習施設を有する大学についてはできるだけ学内での実習をお願いします。

（２）受講に際しては、令和 5 年 5 月 11 日付け 5 文企調第 12 号文化庁企画調整課博物館振興室通知「令和 5 年 5 月 8 日以降の学芸員養成課程に係る博物館実習の実施について」を参考とし、各大学は、特に、受講生の健康管理について御指導ください。

2 提出書類は必ず担当課の担当者又は担当教官が作成してください。

3 次の（１）、（２）の 2 回の提出期限を設けていますので、※印に記載の内容に注意して提出してください。

（１） 6 月 13 日（火）までに、「博物館実習に係る受講希望学生等調査票」（同封の別記様式）に記入したものをメールにより提出してください。当館から内容確認の連絡を行います。

（２）（１）の電話による応答後、6 月 23 日（金）必着で、貴大学の依頼文書（様式は自由、広島県立美術館長宛て）に「博物館実習に係る受講希望学生等調査票」の原本を添付して送付してください。

※ 調査票の「連絡先」欄には、当館から担当教官や親権者等に確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

※ 同一大学に所属する異なる希望者が個々に書類作成を求めている場合は、（１）、（２）とも必ず 1 通に集約してください。

※ （１）、（２）とも「広島県立美術館・学芸課角田」宛てとしてください（下

記連絡先参照）。

※ （２）は簡易書留とし、84円切手を貼付した返信用封筒（宛名明記）を同封してください。

- 4 受入れについては、7月上旬をめどに回答します。
- 5 実習生に対する評価・採点については、実施カリキュラムの性格・内容上、困難かつ不適切であるので行いません。実習期間中の出欠状況証明、実習課程の修了証明などについては、要請により個別に応じます。ただし、それら書式の送付に必要な切手を貼付した封筒（宛名明記）を実習開始前に提出してください。
- 6 当実習に関する謝礼については、金品の別を問わず一切お断りします。
- 7 なお、学内に附属の美術館・博物館等の実習施設を有さない大学については、実習とは別に、館内施設見学等の要望があれば、対応を検討しますので、御相談ください。

連絡先： 広島県立美術館・学芸課 担当 角田、山下

Tel:082-221-6246 FAX:082-223-1444

E-mail: bjkgakugei@pref.hiroshima.lg.jp